

高知県立大学 学生・保護者の皆様へ！



学生生活や日常生活のもしもを総合的にサポートするなら

学研災付帯学生生活総合保険 (付帯学総)

付帯学総にご加入いただく場合、学生教育研究災害傷害保険(学研災)への加入が必要です。学研災の加入については、大学までお問い合わせください。

**団体割引
30% 適用**

学生自身の病気やケガ、インターンシップ中や
自転車運転中の高額賠償事故などを、
24 時間、365 日幅広く補償します。

自転車条例
に対応全国各地の自転車条例
に対応しています

通院 1 日目から補償

- かぜ・インフルエンザによる
通院でも1日目から対象
- 調剤薬局で処方された
薬代金も対象



©東京海上日動

保険金お支払い例

- 治療費用 (病気)：発熱のため通院した。
…お支払い保険金：3,860 円
- 治療費用 (ケガ)：学校行事の準備中、
右足親指を強打し負傷した。
…お支払い保険金：12,220 円

個人賠償責任示談交渉サービス付

- インターンシップやアルバイト中も
補償の対象となります！
- 臨床実習にも対応



©東京海上日動

保険金お支払い例

- 個人賠償責任：自転車で、停車中の車に追突した。
…お支払い保険金：100,954 円

メディカルアシスト 自動セット

下宿の学生も安心です！！
お電話にて各種医療に関する相談に応じます。



[https://tokiomarine.
my.salesforce-sites.com/
futaigakuso?id=0130801](https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0130801)

お手続きは、便利で簡単！
「サイちゃんの学生保険サイト」
をご利用ください。

申込締切 **2024年4月30日(火)**

※必ず締切日までにお振込みください。

- 2024年4月1日以降にパンフレット記載の保険料をお振込みの方は、振込日翌日からの補償開始となります。
- 2024年4月30日以降にお申込みの場合は、Web サイトにて保険料をご確認ください。
(Web サイトで保険料をご確認できない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。)
- 退学等の場合には解約手続きが必要になります。残期間に応じて保険料を返金しますので、取扱代理店までお問い合わせください。

高知県立大学 看護学部

学生生活を幅広くサポートします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任

示談交渉サービス付

自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で**学生本人**が偶然な事故により**他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）^(※1)**を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

（※1）携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。

ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。

※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。



2 死亡・後遺障害^(※1)

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

ケガ

国内外で**学生本人**が急激かつ偶然な外来の事故で**死亡または後遺障害を被った場合**に保険金をお支払いします。（ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。）

（※1）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 治療費用^{(※1)(※2)(※3)}

通院1日目から補償

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

おすすめポイント

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

項目	負担金	負担
3	4,380	4
金額	消費税率	差
額	円	

ケガ・病気

国内で**学生本人**がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^(※4)を保険金としてお支払いします。

（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等による入通院は除く。）

（※1）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

（※2）治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日：2024/4/15 のケース

60日を経過した日：2024/6/13

60日を経過した日の属する月の末日：2024/6/30

2024/4/15～2024/6/30の治療がお支払対象

（※3）保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始日より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）

（※4）自己負担分の詳細については、「補償の概要等」をご参照ください。



4 救援者費用等

学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

国内外で**学生本人**が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。



5 感染予防費用

実習中、誤って自分の指に注射針を刺してしまったとき。

国内外で**臨床実習中の事故**における感染症に係る**接触感染等（針刺しに限らない）や臨床実習開始後の院内感染時に予防措置のため負担した費用**をお支払いします。なお、公的医療保険制度の給付の対象となる費用を除きます。

※感染症の治療費は対象外です。「3. 治療費用」の対象となります。



6 育英・学資費用^(※1)

扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で**扶養者**が急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。

払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方またはweb加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）に加えて**扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象**となります。

◆育英費用保険金（ケガ）

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金（ケガ・病気）

お支払対象期間中^(※2)に実際にかかる授業料等の学資費用を支払う年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

（※1）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

（※2）お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。



7 生活用動産

下宿限定

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で**学生本人**が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額（自己負担額）

5,000円

※建物外に持ち出している間も補償されます。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合（兄弟等と同居している場合を含む）はご加入できません。



8 借家人賠償責任

下宿限定

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で**学生本人**が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借用戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合（兄弟等と同居している場合を含む）はご加入できません。



メディカルアシスト

自動セット

24時間365日受付^{*1}

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。

また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご加入者および保険の対象となる方と、そのご親族（以下「サービス提供対象者」といいます。）からの直接の相談に限ります。（親族：配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。）・6親等以内の血族・3親等以内の姻族）

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

転院・患者移送手配^{*2}

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーが応えます。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

尚、電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。

※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。

※このサービスメニューは、変更・中止となる場合がありますので、ご確認ください。

※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

※メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。



付帯学総 Q&A

Q 入学時は自宅通学だが、途中から下宿を予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。下宿を始める時にタイプ変更が可能です。

Q 申込締切後の加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

ご加入タイプ		自宅から通学の学生 下宿の方もご加入いただくことが可能です。			下宿の学生		
保 険 金 額	1 個人賠償責任 ^(※1)	1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度			1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度		
	2 死亡・後遺障害 ^(※2) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	3 入院・通院 ^(※3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
	入院・通院 ^(※3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
	4 救援者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	5 感染予防費用	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
	6 育英費用 ^(※4) ケガ	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外
	学資費用 ^{(※4)(※5)} ケガ	100万円	100万円		100万円	100万円	
	学資費用 ^{(※4)(※5)} 病気	100万円	対象外		100万円	対象外	
	7 生活用動産 ^(※6)	対象外	対象外	対象外	50万円	50万円	50万円
	8 借家人賠償責任 ^(※6)				300万円	300万円	300万円

保 険 料 (卒業までの一括払)	地震・噴火・津波によるケガも補償 天災危険補償特約あり		↓	↓	↓	↓	↓
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
	2028年3月卒業予定者 (4年間分保険料)	74,410円	43,630円	36,880円	80,400円	49,620円	42,870円
	2027年3月卒業予定者 (3年間分保険料)	50,570円	32,680円	28,370円	55,160円	37,270円	32,960円
	2026年3月卒業予定者 (2年間分保険料)	30,450円	22,230円	19,850円	33,660円	25,440円	23,060円
	2025年3月卒業予定者 (1年間分保険料)	14,450円	12,310円	11,340円	16,290円	14,150円	13,180円

- (※1) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
- (※2) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
- (※3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (※4) 独立生計の学生は**お選びいただけません。C・Fタイプをお選びください。**
- (※5) 学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日までの期間）はそれぞれ卒業予定年次^(※7)までの期間です。
- (※6) **下宿の学生の方であっても自宅生用タイプ（A・B・C）にご加入いただくことが可能です。**
- (※7) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次となります。

保険期間		卒業予定年次 ^(※7) に応じて
4年間	2028年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2028年4月1日(午後4時)まで 4年間
3年間	2027年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2027年4月1日(午後4時)まで 3年間
2年間	2026年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2026年4月1日(午後4時)まで 2年間
1年間	2025年3月卒業予定者	2024年4月1日(午前0時)より2025年4月1日(午後4時)まで 1年間

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率 [30%] が適用されています。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方（継続的に職業に従事していない学生等）用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。）
「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上6職種）

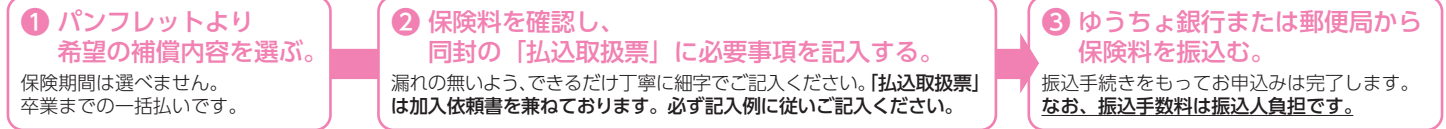
ご加入方法

入学から卒業まで、手続きは1回だけ！卒業まで安心！

推奨 スマートフォンやPCからのWeb加入



※ Web加入が出来ない場合⇒郵便局でのお申込み



6月中旬頃、加入者証が到着する。

加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。

* 送付先は扶養者住所です。

※ 誤って多くの保険料をお振込みいただいた場合（新規申込・変更）、返戻時の振込手数料は受取人負担となります。

返戻保険料＜振込手数料となる場合には返戻いたしませんのでご容赦ください。

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、**本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります**（退学等の場合は、原則中途退学の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

扶養者の指定

扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

保険金を請求するときは

- ①事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ④ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- ⑤賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくことになります。

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。

この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先 (取扱代理店)	東京海上日動パートナーズ高知	〒780-0870 高知県高知市本町2丁目2-29 畑山ビル9階 (TEL 088-802-1905 FAX 088-873-5220) 注) 学研災および付帯賠償については、本学の担当窓口（学生支援部 学生・就職支援課）までお問い合わせください。
--------------------	----------------	--

注) ご契約内容・補償内容に関するお問い合わせなどは、「お問い合わせ先」にご連絡ください。

事故の連絡先 (取扱代理店)	東京海上日動パートナーズ高知	088-802-1905 (代理店電話番号) ※代理店の営業時間外に、個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合（日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合）は、事故受付センター（東京海上日動安心110番）「0120-720-110」へのご連絡をお願いいたします。 ※その他の事故に関するご連絡は営業時間内に上記お問い合わせ先にご連絡ください。
-------------------	----------------	---

注) 事故のお電話の際は、「証券番号」・「付帯学総」・「事故の概要」をお伝えください。

引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 高知支店 高知支社	〒780-0870 高知県高知市本町4-1-16 高知電気ビル6階 (TEL 088-823-2575 FAX 050-3385-6256)
--------	-------------------------------------	---

注) 学研災および付帯賠償については、本学担当窓口（学生支援部 学生・就職支援課）までお問い合わせください。

2023年11月作成
23TC-005520

学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))《補償の概要等》

補償の概要等は約款の概要をご紹介します。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合			
傷害補償基本特約（注1）	死に保険金	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じたケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって生じたケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって生じたケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの			
	後遺障害保険金	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気による入院または通院 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神障害性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害※1を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患※2による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じたケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって生じたケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点まで、既に被っている病気やケガによる入院または通院※3			
医療費用補償特約注2・待機期間の不設定に関する特約医療費用補償用	治療費用保険金	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気による入院または通院 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神障害性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害※1を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患※2による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じたケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって生じたケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点まで、既に被っている病気やケガによる入院または通院※3			
個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（B）＋本人のみ補償特約（B）＋受託品等不担保特約	賠償責任補償特約	・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことになる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両※2※3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ＜受託品に係る賠償責任補償条項のみ＞ ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いてのことに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび、かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理、点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的故障に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害等			
		※1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業として行っている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導※4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ※2 ゴルフ場内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となります ※3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 ※4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。			
		被災者費用等補償特約(救済者費用等補償用)		・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点まで、既に被っている病気による入院※1	
		被災者費用等補償特約(救済者費用等補償用)		※1 初年度契約の保険始期時点まで、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院については、保険金のお支払いの対象とします。	

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下*1外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。
*1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
①学校の等直中および学校行事に参加している間
②学校の施設（寄宿舎を除きます。）内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間
*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶発性、外来性内傷*4またはすべり・転倒・くずれ等によるケガについては、保険金をお支払いの対象となりませんのでご注意ください。
*3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。
(注2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）がセットされています。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
感染予防費用補償特約	保険の対象となる方が次の事故を直接の原因として下記の費用を負担した場合 ①接触感染 臨床実習の目的で使用される施設内*1で、保険の対象となる方が直接・間接を問わず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症(以下「感染症」といいます。)(の病原体に予期せず接触(接触のおそれのある場合を含みます)することをいいます。 ②院内感染 臨床実習を行った施設内*1で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合(蔓延するおそれのある場合を含みます。))に、保険の対象となる方が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症の病原体に感染したこと(感染のおそれのある場合を含みます。))をいいます。 事故の日を含めて1年以内に行った感染症予防措置*2のために保険の対象となる方が負担した費用*3を保険期間(保険のご契約期間)を通じて感染予防費用保険金額を限度にお支払いいたします。ただし、公的医療保険制度の給付*4がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用から差し引くものとします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 国内外問わず *2 感染症への感染または発症を予防することを目的として行う検査、投薬等をいいます。ただし、医師等の指示または指導に基づくものに限りです。 *3 保険の対象となる方の感染症予防措置に社会通念上必要かつ有益であると認められる費用を含み、感染または発症した感染症を治療するための費用は除きます。 *4 公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付である、いわゆる附加給付を含みます。	以下の事由によって発生した事故による費用に対しては保険金をお支払いしません。 ・次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた事故 保険の対象となる方 保険金の受取人*1。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。 ・闘争行為や自殺行為・犯罪行為 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 等 *1 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。	
	扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したのもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。		・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。))によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等
学業費用補償特約	扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の全額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したのもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5 制服代を含みます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。))の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 等 *1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。))を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象とします。	
	扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の全額をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5 制服代を含みます。		
疾病による学業費用補償特約	扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の全額をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5 制服代を含みます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。))の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 等 *1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。))を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象とします。	
住宅内生活用動産特約+住宅外等追加補償特約(注3)	国内において、保険の対象となる方が所有する家財の損害が生じた場合 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額*1を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーバーボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財等 *1 同じものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしていて場合に生じた事故による損害 ・差し押さ、取用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。))に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 等	
	国内における借戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※示談交渉は弊社では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 転居した場合は転居先の借戸室をいいます。 ※借家人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人が、未成年者または責任無能力者である場合は、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(学生本人の親族に限りず。))も保険の対象となる方を含みます(学生本人に関する事故に限りず。))。		・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等
借家人賠償責任補償特約+借家人賠償責任補償特約の一部追加に関する特約	国内における借戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※示談交渉は弊社では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 転居した場合は転居先の借戸室をいいます。 ※借家人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人が、未成年者または責任無能力者である場合は、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(学生本人の親族に限りず。))も保険の対象となる方を含みます(学生本人に関する事故に限りず。))。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等	

(注3) 新価保険特約(住宅内生活用動産用) がセットされています。

このパンフレットは総合生活保険(こども総合補償)の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

総合生活保険
(こども総合補償)
にご加入いただく
皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【マークのご説明】

契約概要

保険商品の内容をご理解
いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益に
なる事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財)日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^{*2}。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救済者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約 ●感染予防費用補償特約

*1 総合生活保険(こども総合補償)以外の保険契約にセットされる特約や

東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください。(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

☆: 告知事項かつ通知事項

- 保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等^{*1}
- 保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度^{*2}

★: 告知事項

- 保険の対象となる方ご本人の生年月日
- 他の保険契約等^{*3}を締結されている場合には、その内容

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

- *2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。
- *3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険(こども総合補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険(こども総合補償)において、保険の対象となる方からの申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】
保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。
【保険金請求忘れのご確認】
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘

れがないか、今一度ご確認ください。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い △
払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の＜個人情報の取扱いに関するご案内＞をご確認ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（子ども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効となります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等 △

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。 △
したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書で確認ください。万ー、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合 ☐ 保険期間
☐ 保険金額、免責金額（自己負担額）
☐ 保険料・保険料払込方法 ☐ 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万ー、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

- ☐ 加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？
☐ お子様（保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認くださいませましたか？

なお、「職種級別Bに該当する方」に該当した場合は保険料が異

なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）

（※）各区分（職種級別AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。

○職種級別Aに該当する方：

下記の職種級別Bに該当しない方

○職種級別Bに該当する方：

アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方
「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、
「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

☐ 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか？

特に「賠償金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2023年6月作成 23T-000512

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>） △



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

払込取扱票の記入方法

本用紙は保険契約の加入依頼書を兼ねておりますので、出来るだけ丁寧に細字でご記入ください。不鮮明な記入や記入もれがあった場合は、お電話または郵送でのお手続きが必要となることがございます。
また**全ての項目が必須項目**ですので、記入もれないようご確認をお願いします。
訂正の場合は——で消し、余白に正しい内容をご記入ください。訂正印はご依頼人・通信欄については不要です。

2024年度用 付帯学総専用

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

⑥ 学生の卒業予定年参考（この保険は卒業までの期間一括加入です。）
⑨ 学生の生年月日欄参考（西暦でご記入ください。）

卒業まで	卒業予定	平成12年	2000年
4年間	2028年 3月	平成13年	2001年
3年間	2027年 3月	平成14年	2002年
2年間	2026年 3月	平成15年	2003年
1年間	2025年 3月	平成16年	2004年
		平成17年	2005年
		平成18年	2006年

払込取扱票	
00 東京	口座記号番号
001100	298307
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
00	74410
学総口 (財) 日本国際教育支援協会	料 金 備考
2024 ※下	※扶養者の電話番号 03 - 0000 - XXXX
※住所	※学研災への加入
東京都千代田区丸の内1-2-1	加入済み 未加入
※フリガナ	※他の保険契約等
ニホン タロウ	☆学生が継続的に従事している職業・職務
※署名	内容、
日本 太郎	有
01308-01	高知県立大学
※学部学科	※加入タイプ
学部 〇〇学科	2024年 4月 入学
※フリガナ	※2028年 3月 卒業
ニホン ハナコ	大学
※氏名	日本 花子
※★学生の生年月日(西暦で記入)	※お住まいの都道府県
2005年 4月 5日	090 - 0000 - 0000
※学生電話番号(携帯等)	附
本人の住宅(建物)所在地は保険の対象となる方本人の生活の本拠地	日
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第46581号)	印

1

ご署名ください。

※扶養者欄のご署名は、原則として学生の親権者であり、かつ学生の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、学生の生計を主に支えている方がしてください。(学生が成年に達している場合は、親権者でなくてもかまいません)。
▲払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方が育英費用・学資費用補償の「あらかじめ指定した扶養者」となります。

2

必ずご記入ください。

パンフレットをご確認いただき、加入を希望される内容をご選択のうえタイプ名をご記入ください。

3

加入タイプのご加入期間に合った保険料をご記入ください。
※この保険は卒業までの期間一括加入ですのでご注意ください。

4

学研災(学生教育研究災害傷害保険)に未加入の方はこの学研災付帯学総にご加入いただくことが出来ません。
皆様は全員加入しています。

5

他の保険契約等(ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一の他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合または学生が継続的に従事している職業・職務がある場合には○をし、括弧内に具体的な内容(他の保険契約等がある場合は保険会社・共済会社、保険種類、満期日、保険金額)をご記入ください。

6

左上の卒業予定年を参考にして学生の大学入学年月と大学卒業予定年月をご記入ください。

7

大学院生は専攻等をご記入ください。

8

保険の対象となる方に適用される公的医療保険制度の名称をご記入ください(お手持の健康保険証をご確認ください)。
組合管掌健康保険→組合
国民健康保険→国民
船員保険→船員
共済組合→共済
退職者医療制度→退職
全国健康保険協会管掌健康保険→協会
(旧政府管掌健康保険)

9

左上の和・西暦対照表を参考のうえ学生の生年月日を西暦でご記入ください。

10

通学の拠点となるお住まいが自宅か下宿・寄宿舎等かをお答えください。

付帯学総専用 払込取扱票

付帯学総専用の振込用紙です。学研災(学生教育研究災害傷害保険)の振込用紙ではありませんので、ご注意ください。

WEB加入の場合は
この払込取扱票は使用できません。

加入者証は6月中旬頃を目処にお送りします。

2023年6月作成 23T-000513

払込取扱票

00 東京	口座記号番号
001100	298307
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
00	
学総口 (財) 日本国際教育支援協会	料 金 備考
2024 ※下	※扶養者の電話番号
※住所	※学研災への加入
私は裏面記載の「ご加入時の同意内容について」を確認し、保険契約者である団体に対して加入を依頼します。	加入済み 未加入
※フリガナ	※他の保険契約等
※署名	☆学生が継続的に従事している職業・職務
01308-01	高知県立大学
※学部学科	※加入タイプ
※フリガナ	20 年 月 入学
※氏名	20 年 月 卒業
※★学生の生年月日(西暦で記入)	※お住まいの都道府県
年 月 日	090 - 0000 - 0000
※学生電話番号(携帯等)	附
本人の住宅(建物)所在地は保険の対象となる方本人の生活の本拠地	日
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第46581号)	印

これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001100
加入者名	学総口 (財) 日本国際教育支援協会
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
00	
おなまえ	様
ご依頼人	
(消費税込) 日 附 印	
料 金	円
備考	

この受領証は、大切に保管してください。

※この払込取扱票は付帯学総専用です。学研災の振込用紙ではありませんので、ご注意ください。
※本受領証は加入者証がお手元に届くまで大切に保管ください。
※加入者証は6月中旬を目処にお送りします。

←ご依頼人のおなまえは扶養者欄の氏名と同一のものを
ご記入ください。

<個人情報取扱いのご案内>

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
 - ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。
- *「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会……<http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動……………www.tokiomarine-nichido.co.jp

（ご注意）

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による払込料金は、ご依頼人にお支払いいただきます。なお、お支払い方法により払込料金が異なります。あらかじめご了承ください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、お名まえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



<ご加入時の同意内容について>

私と被保険者*全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

- ①被保険者欄記載の者が保険契約者である団体の構成員であること
- ②重要事項説明書の内容
- ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
- ④下記の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

*保険の対象となる方をいいます。

<個人情報の取扱いに関するご案内>

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報を、東京海上日動火災保険株式会社との間で行う保険事務手続のために利用するほか、同社ならびに加入依頼書兼払込取扱票に記載された大学（学生が所属することとなった大学がこれと異なる場合には、所属することとなった大学を含みます。以下、「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含みます。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
 - ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること。
- *「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会 <http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動 www.tokiomarine-nichido.co.jp

この場所には、何も記載しないでください。

高知県立大学 看護学部

新入生の保護者の皆さまへ

付帯学総へのご加入には、便利で簡単な「Web 加入」をおすすめします

「付帯学総」Web 加入サイト

サイちゃんの学生保険サイト



サイちゃん

QRコードから
特設サイトへアクセス!!



高知県立大学
看護学部



スマートフォンやタブレット
PCを用いて、ペーパーレスで
カンタンに保険加入手続きが
できます!

加入手続き及び
保険料のご入金は

2024年 火
4月30日

までにお済ませください

URL 🔍

[https://tokiomarine.
my.salesforce-sites.com/
futaigakuso?id=0130801](https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0130801)

ご利用方法



※事前登録にはメールアドレスが必要になります。 ※加入タイプ選択の際には、適宜パンフレットをご参照ください。

保険料のお支払いは、最寄りのコンビニエンスストアで!!



サイトのご利用 8:00 ~ 22:00 の間にご利用ください。
保険料のお支払い コンビニエンスストアで 24 時間、365 日お支払いが可能です。

※ 1 申し込みにつき、コンビニ払い手数料を含め 30 万円以内の場合に本サイトからのお申し込みが可能です。
なお、現金のみのお取り扱いです。※上記以外のコンビニはお取り扱いできません。

よくあるご質問

Q 加入タイプを誤って加入手続きをしてしまいました。
保険料は未入金です。どうしたらよいでしょうか。

A もう一度初めから正しい内容で加入手続きをしてください。保険料の払込は正しい内容のもので行ってください。保険料の入金がなければ保険手続きは成立しませんので、誤って保険料を入金しないよう、ご注意ください。

Q 誤って2回手続きをしてしまいました。1回は入金をしていませんが、
自動メールを受信しました。何か対応は必要でしょうか。

A 自動発信メールは止めることができません。
万が一誤ったお手続きをしてしまった場合には、自動発信メールを受信しても特段の対応は不要です。

Q 加入者住所を誤って入力したまま加入手続きを完了してしまいました。
保険料は入金済みです。どうしたらよいでしょうか。

A 加入手続きは完了しています。
完了後の変更手続きが必要になりますので、お問い合わせ窓口（代理店）までご連絡をお願いいたします。

Q 操作の途中でアクセスできなくなってしまいました。

A しばらく時間をおいてアクセスしてください。
それでもできない場合、お手数ですが再度事前登録から行っていただきますよう、お願いいたします。

Q 加入者証は届くのでしょうか？

A はい。
手続き完了後に東京海上日動から加入者住所へ郵送させていただきます。

Q Web 加入は中途加入可能でしょうか。

A 中途加入可能です。Web 加入画面にて、加入月を選択いただくことで中途加入保険料が表示されます。

Q 加入者欄には学生情報を入力するのでしょうか。

A 加入者とは保険料を負担される方のことをいいます。扶養者が保険料を負担される場合は、加入者氏名欄に扶養者の方の情報をご入力ください。
なお、学生が未成年の場合、加入者欄には扶養者情報をご入力いただく必要があります。

ご利用環境

OS とブラウザの組合せは以下を保証しています。

- Windows10－Edge, Chrome
- Android－Chrome ● iOS－safari

ご注意点

- このチラシは「サイちゃんの学生保険サイト」の概要・利用方法をご説明するものです。保険加入の際には、必ず募集文書（パンフレット）をご確認ください。
- コンビニ払い手数料は振込人負担です。

お問い合わせ先

付帯学総の加入手続き、Web 加入サイトの操作方法
については、右記の取扱代理店までご照会ください。

東京海上日動パートナーズ高知

〒780-0870 高知県高知市本町2丁目2-29 畑山ビル9階
TEL：088-802-1905 FAX：088-873-5220